座間市教育委員会12月定例会議事日程

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
- 5 案 件
- (1) 議案
 - ア 座間市教育委員会職員の人事について
 - イ 座間市教育委員会職員の人事について
 - ウ 座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
 - エ 座間市市史編さん審議会委員の委嘱について
- (2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会12月定例会議事運営要領

日 時	令和6年12月11日(水) 午前9時30分
場所	座間市役所 5 階 教育委員会室
会 期	令和6年12月11日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和6年11月13日
会 議 録	北村委員
署名委員	有山委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	63	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	64	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
3	65	座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を 改正する規則	教育総務課長
4	66	生涯学習課長	

No.		=	報	告	事	項	名	報告者
1	15	県費負担教職	員の位	任用に	~) \ \ \ \ (就学支援課長

経過 報告

令和6年12月11日定例会

実施月日	曜	事 業 (行事) 等 の 内 容	出席委員等
11月13日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
11月13日	水	市民芸術祭文芸展	教育長
11月13日	水	市民芸術祭書道展	教育長
11月16日	土	MOA美術館座間児童作品展	教育長
11月16日	土	PTA活動研修会	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
11月16日	土	図書館を使った調べる学習コンクール表彰式	教育長
11月16日	土	須賀川市·大仙市·座間市 3市交流会	教育長
11月17日	日	市民ふるさとまつり	教育長
11月18日	月	いさま会視察研修会	教育長、馬場委員、升水委員
11月19日	火	かながわ子どもスマイルウェーブ地域フォーラム in ZAMA	教育長
11月20日	水	市民写真展	教育長
11月21日	木	研究発表会(座間小学校)	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
11月21日	木	黒岩知事と県民との対話の広場	教育長
11月22日	金	市民芸術祭菊花展表彰式	教育長
11月22日	金	学校訪問C(旭小学校)	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員
11月23日	土	市青少年健全育成大会	教育長、馬場委員
11月23日	土	緑の家ふれあい祭り	教育長
11月24日	日	市民健康マラソン大会開会式・閉会式	教育長
11月26日	火	市長定例記者会見	教育長
11月26日	火	市民芸術祭入谷歌舞伎展	教育長
11月29日	金	市議会第4回定例会 開会·総括質疑	教育長
11月30日	土	座間中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月1日	日	2024さがみ野ひばり祭	教育長
12月1日	日	東中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月2日	月	副市長就任式	教育長

実施月日	曜	事 業 (行事) 等 の 内 容	出席委員等
12月3日	火	ざまユニバーサルアート展	教育長
12月5日	木	市議会第4回定例会 一般質問	教育長
12月6日	金	市議会第4回定例会 一般質問	教育長
12月7日	土	西中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月7日	土	ざまユニバーサルアート展表彰式	教育長
12月7日	土	市スポーツ人の集い	教育長
12月8日	日	南中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月9日	月	市議会第4回定例会 一般質問	教育長

議案第65号

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月11日提出

座間市教育委員会 教育長 木 島 弘

提案理由

児童手当法の一部改正に伴う所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

座間市立小・中学校長に対する事務委任規則(平成12年座間市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4号中「(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」及び「及び法附則第2条 第1項の給付(以下「特例給付」という。)」を削り、「並びに児童手当及び特例給付の」を「 及び」に改め、第5号から第7号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

現行

教育長は、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和56年座間市教育委員会規則第9号)第2条の規定により教育長に委任された事務のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る次に掲げる事項を、市立小・中学校長に委任する。

(1)~(3) (略)

- (4) 児童手当法(昭和46年法律第73 号。以下この号において「法」という。)第17条第1項(法附則第2条第 4項において準用する場合を含む。)の 規定により読み替えられた法第7条第1 項に規定する児童手当及び法附則第2条 第1項の給付(以下「特例給付」とい う。)の受給資格並びに児童手当及び特 例給付の額の認定に関すること。
- (5) 平成22年度等における子ども手当の 支給に関する法律(平成22年法律第1 9号)第16条第1項の規定により読み 替えられた第6条第1項に規定する子ど も手当の受給資格及び子ども手当の額の 認定に関すること。
- (6) 平成23年度における子ども手当の支 給等に関する特別措置法(平成23年法 律第107号)第16条第1項の規定に より読み替えられた第6条第1項に規定 する子ども手当の受給資格及び子ども手 当の額の認定に関すること。
- (7) 児童手当法の一部を改正する法律(平 成24年法律第24号)附則第5条の規 定によりなお従前の例によることとされ

改正案

教育長は、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和56年座間市教育委員会規則第9号)第2条の規定により教育長に委任された事務のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係る次に掲げる事項を、市立小・中学校長に委任する。

(1)~(3) (略)

(4) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)第17条第1項の規定により読み替えられた法第7条第1項に規定する児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。

現行	改正案
る同法第1条の規定による改正前の児童	
<u>手当法(以下この号において「法」とい</u>	
う。)に基づく法第17条第1項(法附	
則第6条第2項、第7条第5項及び第8	
条第4項において準用する場合を含	
む。)の規定により読み替えられた法第	
7条第1項の規定により、平成22年3	
月以前の月分の児童手当並びに法附則第	
6条第1項、第7条第1項及び第8条第	
1項の給付(以下この号において「旧特	
例給付等」という。) の受給資格並びに	
児童手当及び旧特例給付等の額の認定に	
関すること。	